

○「公立大学法人新見公立大学授業料免除等取扱基準」の運用について

平成22年4月1日

基準第7号

改正 令和2年4月1日基準第7号

## I 学力基準について

### 第1 第7条第1項第2号「学科2年次生以上」関係

(ア) 「学業成績が上位2分の1以内」とは、新見公立大学の学生成績評価にGPA制度を併用するための規程（平成22年規程第67号）第6条に定める席次の評価で、翌年の4月30日をもって評価したGPA制度による席次が上位2分の1以内とする。

### 第2 第7条第1項第5号「特別な事情のある者」関係

(ア) 「経済的な困窮度が著しく高い世帯に属し、特別な事情のある者」とは、次のいずれかに該当し、かつ、世帯の総所得金額が取扱基準第4条の2の全額免除に係る収入基準額以下のものとする。

- ① 母子・父子世帯
- ② 生活保護世帯
- ③ 本人が障害者
- ④ 申請前1年以内に火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯

(イ) 順位づけの困難な者に係る「上位20分の11以内」とは、新見公立大学の学生成績評価にGPA制度を併用するための規程第6条に定める席次の評価で、翌年の4月30日をもって評価したGPA制度による席次が上位20分の11以内とする。

## II 特別な事由による留年・修業年限超過者の取扱いについて

修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者又は修業年限を超えた者のうち、病気等の特別な事由がある者は、所定の様式による申出に基づき、経営審議会が適否を審査するものとする。

なお、特別な事由があると認められる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ただし、特別な事由により授業料免除を行う場合でも、留年又は修業年限超過の期間は、原則として1年とし、2年以上超過した者は認めない。

(ア) 病気

- ① 長期療養のため休学した場合
- ② 休学期間に満たない期間の病気のために単位取得ができなかった場合
- ③ 単位取得試験の当日の病気により単位取得できなかった場合

- ④ 学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合  
(なお、「病気」には外傷を含むが、法令等に違反した行為が病気の原因である場合を除く。)

(イ) その他

- ① 出産・育児のために休学した場合  
② 国又は地方公共団体等の求めに応じ、休学して公共的な事業に参加した場合  
③ 学資負担者の不在や被保護世帯のため、学業と並行して学資獲得のためのアルバイト又は常勤の業に就いた場合  
④ 本人が身体障害者である場合  
⑤ 理事長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合  
(なお、国家試験等の受験、大学院の受験、転学、転学部等の受験、就職のためなど、自己都合により留年又は修業年限を超過している場合は除く。)

Ⅲ 上記により難い事項がある場合は、経営審議会において協議する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日基準第7号)

この基準は、令和2年4月1日から施行する。